

「道路のバリアフリー整備計画」を策定しました

千葉市では、だれもが安全かつ安心して移動することができ、いきいきとした暮らしを享受することのできるバリアフリー化された都市を実現すべく、「道路のバリアフリー整備計画」を策定しましたので、お知らせします。

1 計画の概要

改正バリアフリー法に基づき、令和3年3月に「千葉市バリアフリーマスタープラン」を策定し、移動等円滑化促進地区として全22地区を設定しました。

これを受け、対象地区の道路施設に関する整備方針を定めるため、本計画を策定しました。

2 計画期間・目標

(1) 第1期 令和4年度～令和8年度（5年間）

- ・移動等円滑化促進地区全22地区のうち14地区の整備完了を目指します。
- ・従前の計画（道路特定事業計画）における未整備箇所に加え、マスタープランで追加となった地区や生活関連経路の歩行環境の向上を図り、全整備メニューに対するバリアフリー化率80%（現況値34%）を目指します。

(2) 第2期 令和9年度～令和12年度（4年間）

- ・幅員が狭く歩道がない経路への歩行環境の整備や電線共同溝の整備など、沿道住民や関係機関との調整に時間を要する取り組みについては、引き続きバリアフリー化100%を目指し進めていきます。

3 対象

(1) 移動等円滑化促進地区の追加

18地区→22地区（大宮台団地、こてはし台団地、さつきが丘団地、花見川団地）

(2) 生活関連経路の追加

延長 約6.9km→約9.1km（9.5経路→19.9経路）

4 内容

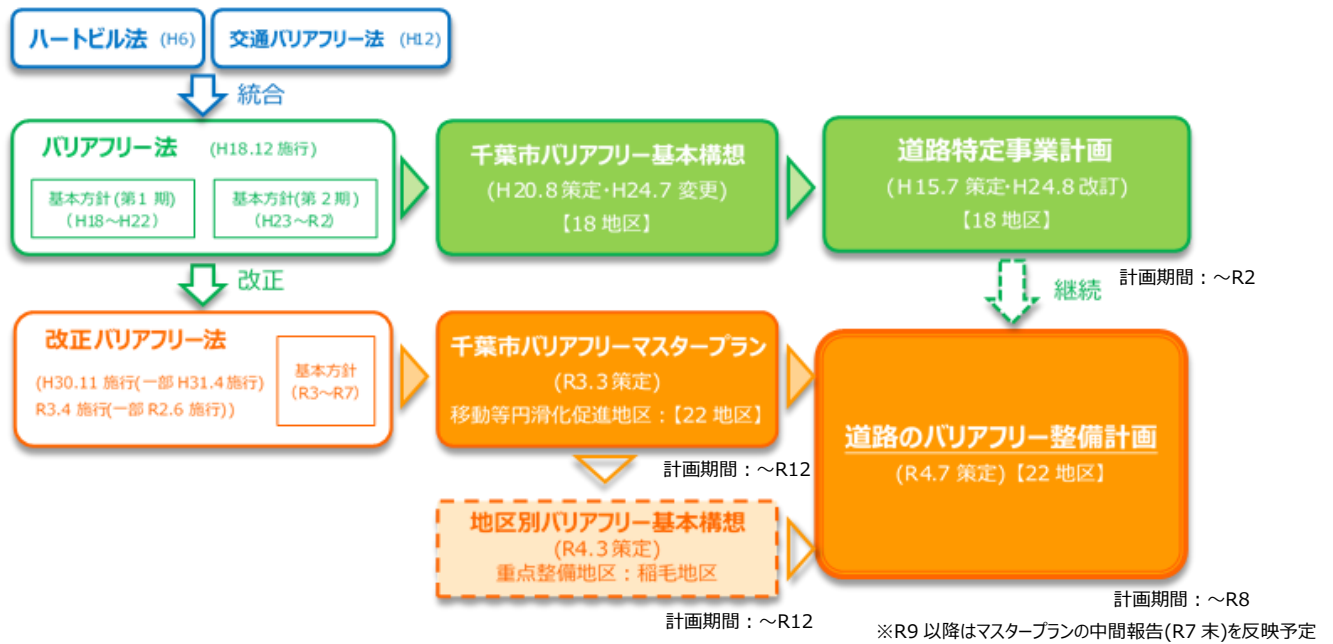
(1) 本計画から新規で追加した整備メニュー

- ・階段や傾斜路の手すりや点字シート設置・改善
- ・階段段鼻部（階段の踏み面の先端部）の輝度比確保

(2) 従前の計画（道路特定事業計画）から継続する整備メニュー

- ・歩道の整備、段差解消、歩道路面の平坦性確保
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置・改良
- ・駅前広場に身体障害者乗降場の整備
- ・電線類の地中化、ベンチの設置 等

【参考 1】計画相関表



【参考 2】管理基準の変更

<整備対象の追加>

生活関連経路の拡充により整備済の割合が減少。

93% → 79%

<判定基準の変更>

市が目指す高い水準で管理（国基準から市基準へ）していくとしたことで、整備済の割合がさらに減少。

国基準 79% → 市基準 34%

(主な要因)

項目	市基準の内容 (千葉県歩行空間整備マニュアル)	国基準の内容 (道路移動等円滑化指針)
横断歩道箇所等での車道とのすりつけ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 5m程度の水平区間を設ける 車道との段差 1cm 	車道との段差 2cm
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> 交差点部間の連続性確保 輝度比 2.0程度の確保 JIS規格品の使用 	点状ブロックの設置 (交差点部)